

(2) 改訂した評価内規(抜粋)

評価・評定

- (2) 各教科・科目の評価は1点刻みの一〇〇点法にて行う。
- (3) 学年の成績の評定は各学期の評価を総合し、次の基準により五段階法で行う。(表③)

表3 評価・評定

100点法評価	0 ～ 29	30 ～ 44	45 ～ 64	65 ～ 79	80 ～ 100
	1	2	3	4	5
5段階法評定					

単位と単位の履修・修得

- (2) 履修すべき単位は、別に定める教育課程によるものとする。
- (3) 履修とは教科・科目の目標に到達すべく授業に参加し、授業を受けることとする。
- (4) 修得とは教科・科目の目標からみて満足できる成果をあげることとする。

単位の認定

- (5) 次の二条件を満足したとき、単位を認定する。
 - ① 評定が二以上である。
 - ② 出席時数が法定時数の八〇％以上である。
- (6) 止むを得ない事情により、出席時数が法定時数の七〇％以上の者については職員会の議を経て、時数を補充することができ。

進級

- (2) 当該学年の所定の教科・科目の単位と特別活動を履修し、次の二条件を満足したときは、職員会の議を経て進級を認める。
 - ① 未修得単位数が二科目以下である。
 - ② 未修得単位数が六単位以下である。
- (3) 未修得科目数と未修得単位数が次の事項に該当したとき、職員会の議を経て原級に留め置くものとする。
 - ① 未修得科目数が四科目以上である。
 - ② 未修得単位数が十単位以上である。

卒業

- (1) 所定の全教科・科目の単位を履修し、その修得単位数が八十四単位以上あり、かつ、特別活動を履行し、その成果が満足できると認められた場合は、職員会の議を経て卒業を認める。

付則

- (2) この内規は平成六年四月一日より適用する。

五、おわりに

1 研究のまとめ

今、産業界からは、工業高校が一層の活性化を図ることにより、活気に満ち、魅力ある教育を展開し、自己判断力や幅広い教養を身に付けたスペシャリストを積極的に養成していくことが求められている。即ち、基礎的・基本的な教養、知識、技術を着実に学習し、実際の・体験的な学習や、課題解決型の学習を重視することが大切だとしている。

また、多様な学校内外の活動を通して、自分なりの生き方を探し、自己実現を図りたいという生徒の希望に適切に対応した教育を展開すること

が求められている。

さらに、個性化・多様化を重視した、特色ある工業教育の展開を図っていくことも求められている。

新学習指導要領の基本的なねらいは、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育を充実することにある。本校では、二年間の研究によって、従来の画一的な教育課程から、生徒の選択の機会を取り入れ、個を生かした教育課程の編成を行うことができた。

併せて、工業高校の教育を幅広くとらえ、学校で学んだ専門知識を大学でさらに深化させる継続教育への道筋を付けることができた。

2 今後の課題

- 次の事項に留意し、さらに研究を継続し、生徒の学力向上と、効果的な進路実現に努めていきたい。
- (1) 教育課程のよりよい運営
- (2) 学習評価方法の工夫と適切な運営
- (3) 工業高校卒業生の大学への推薦入学の枠の拡大
- (4) 生徒の現状を意識した教師の共通理解を図る努力
- (5) 生徒に能力・適性に合った進路選択ができる力をつけるための努力